

平成 21 年 6 月 26 日 第 2 回 市川市自転車安全利用対策懇談会 議事録 要旨

- 自転車に対する指導警告件数と検挙数には大きな差があり、自転車の台数から考えると、検挙数が少ない。たしかに検挙数は増えてきてはいるが、この指導警告件数と検挙数の落差に、今の取締りの問題がある気がする。
- 検挙件数も少ないが、警察官の数も少ない。
- 自転車の違反を罰しようとするといきなり刑事罰になってしまうが、かと言って罰がなければ誰も警察の言うことを聞かなくなってしまうというモラルハザードが起きてしまうかもしれない。違反が多いということはやはり現状が正常ではないということなので、これからそれをどう正常化していくかが問題である。
- 違反の指導をするに当って、警察だけでは人手が足りないので、地域の人達の協力も欲しい。
- 交通安全教育においては、子どもの教育だけでなく大人の教育も必要であるので、交通安全の講習会を開くときは親と子と一緒に学んでもらった方がよい。また、チラシを配る際にも、学校を利用し、子どもを經由して親にチラシを配る方法が有効なのではないか。同じ方法で自転車安全利用五則も配って、親に周知した方がよい。
- 交通安全期間の啓発だけでは対象が限定されてしまうので、もっと幅広く啓発をしていく方がよいのではないか。
- 自転車道がなく、自転車が安全に通行できる道がない。自転車が安全に通行できる環境を整備することが大切である。
- 自転車に乗っている高齢者はいきなり止まったりすることがあり危険。また、高齢者は荷物を載せて押して歩いていることもあるため、自転車に乗っていると避けようにも避けられない。
- 学校での講習では、警察からビデオを借りてそれを上映すれば、警察が来なくても学校だけで交通安全教育が出来るのでよいのではないか。
- そもそも市民がルールを知らないと、警察も取締りをしにくいので、まず前提としてルールの浸透が必要である。

- マナーの悪さは大きな問題だが、すぐに良くなるものではないので、時間をかけて徐々に啓発していくことが大事である。
- 取締りの問題に関しては、自転車の位置付けがはっきりしていないのが一番の原因である。
- 自転車よりも車の方が法律がしっかりしているはずなのに、自転車だけがいきなり刑事罰を科せられるというのは腑に落ちない。
- 駐輪場をあえて駅から遠い場所に設けることで、駅に向かう自転車が分散して危険が減るのではないか。
- 自転車専用の信号機を設置したら、自転車と自動車と歩行者が区別されて危険が減るのではないか。
- 土日に開催されている歩行者天国のように、平日でも自動車や自転車を進入させない歩行者だけの道路や、歩行者と自転車だけが通行できる道路を作ってはどうか。
- TS マークの徹底をした方がよい。
- アメリカのポートランドでは自転車の NPO があり、マナーの啓発活動などを行っている。このような NPO があれば警察以外の人も参加が出来る。このようにヨーロッパやアメリカなど、積極的に自転車に対する施策に取り組んでいる海外の事例なども参考にするとよい。
- 学校への交通安全教育に関しては、市の職員だけでなく、ボランティアなどにも依頼して、協働で行っていくのもよいのではないか。
- WHO 健康都市宣言をした成功例として、グーチョキパーがある。マナー条例として反則金を取って成功したもので、これを参考にしながら、違反を徹底的に取り締まるべきである。
- 取締りを行うにあたっては、警察だけでなく行政の支援も必要である。その場合、警察と協働で指導をするときには警察と似たようなユニフォームを着た方が効果が上がるのではないか。